

こんにちは 民生委員・児童委員です

地域支えあい活動支援係/5階 ☎(3228)5582 FAX(3228)5620

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。地区ごとに決まった担当委員が、「生活に不安がある」「子育てで困っている」「家族の介護が心配」など、さまざまな相談に応じます。詳しくは、地域支えあい活動支援係へ問い合わせを。

地域をつなぐパイプ役

厚生労働大臣の委嘱を受け、顔の見える関係を大切にして地域での見守り・支えあい活動を行っています。全ての民生委員は児童委員を兼ね、お子さんや妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談にも応じます。

常にみなさんに寄り添い、相談内容に応じて行政や関係機関などと連携します。☆委員には「守秘義務」があり、相談上の秘密は守られます。安心して相談を



▲気軽に相談を

東京都民生委員・児童委員キャラクターのミンジーです。よろしくね



新1年生の登下校を見守り▶

誰もが地域で安心して暮らせるために

見守り・支えあい活動

高齢者や障害のある方など、日頃からの見守りが必要な家庭へ随時訪問しています。また、特殊詐欺被害防止のための啓発活動もしています。

お子さんや子育て家庭への支援

いじめや不登校、虐待などお子さんを取り巻く問題に対し、学校などと連携して解決に向け支援。また、妊産婦やひとり親家庭などが地域で安心して子育てできるようサポートしています。

高齢者訪問調査

75歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯を訪問し、生活状況や困っていることを伺い、必要なサービスにつなげます。

☆民生委員・児童委員は、必ず「民生児童委員証」を携帯しています

地域活動への参加

町会・自治会、地域ボランティアなどと連携・協力し、さまざまな地域活動に参加しています。

5月12日は民生委員・児童委員の日

日頃の活動を紹介するパネル展示を行います。いずれも当日直接会場へ。

日時・会場

4月28日(木)～5月6日(金)＝中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」東側

5月9日(月)～12日(木)＝区役所1階区民ホール
☆午前8時30分～午後5時



▲過去のパネル展。今年度は新しいパネルを展示

お知らせ

みなさんのご意見をパブリック・コメント手続き(3件)

次の①～③とも
公表場所 区HP、区民活動センター、図書館、区役所4階区政資料センター、各係窓口
意見を提出できる方 区内在住・在勤・在学の方、区内に事務所や事業所のある個人・法人またはその他の団体、案件に直接利害関係のある方
意見提出の方法 意見書(書式自由)を電子メール、ファクス、郵送または直接、各係へ。☑住所、氏名とふりがな、区内在勤・在学の方は勤務先・通学先の名称と所在地、利害関係のある方はその理由
☆期間＝資料公表・意見募集期間

- ①「中野区景観方針(案)」
- ②「中野区都市計画マスタープラン(改定案)」
都市計画係/9階
☎(3228)8964 FAX(3228)5668
✉tosikeikaku2@city.tokyo-nakano.lg.jp
期間 5月16日～6月6日(必着)

傍聴を

☆どなたでも傍聴できます。当日直接会場へ。日程は、変わることがあります

中野区健康福祉審議会

健康福祉企画係/6階
☎(3228)5421 FAX(3228)5662
健康・介護・高齢者部会
5月30日(月)午後7時～9時
区役所7階会議室

- ③「中野区子ども読書活動推進計画(第4次案)」
図書館運用支援係/5階
☎(3228)5740 FAX(3228)5679
✉toshokansien@city.tokyo-nakano.lg.jp
期間 5月6日～27日(必着)

「弥生町三丁目地区地区計画」を変更しました

防災まちづくり係/9階
☎(3228)8774 FAX(3228)8943
区は、弥生町三丁目周辺地区において、防災性の向上や住環境の改善に向けたまちづくりを進めています。このたび、地区計画を変更し、対象範囲を弥生町三丁目全域とその周辺に拡大しました。計画の全文は、区役所9階2番窓口でご覧になれます。

軽自動車税の納税通知書を郵送します

諸税係/3階
☎(3228)8908 FAX(3228)5652
軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や自動二輪車、軽四輪自動車などの登録がある方に、その年度分を課税します。

令和4年度分の納税通知書兼納付書を5月10日に発送します。納期限の5月31日までに、区役所や地域事務所、金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済、ペイジー、スマートフォンなどで支払いできるアプリ「モバイルレジ」で納付してください。☆スマホ決済、ペイジー、モバイルレジで納付した場合、領収証書は発行されません。なお、廃棄処分や譲渡、盗難などで車を所有しなくなった場合でも、4月1日現在で廃車の申告がなかった場合は課税の対象です

5月18日午前11時ごろ 防災無線スピーカーから試験放送が流れます

防災危機管理係/8階
☎(3228)5435 FAX(3228)5658

大規模な災害や武力攻撃などの緊急事態が発生した時は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により国から情報が伝達されます。

みなさんへ確実に伝えるための手段の一つが、防災無線スピーカーです。全国一斉の試験放送として、5月18日(水)には自動放送が30秒程度流れます。

緑を守り増やすための助成の利用を

環境・緑化推進係/8階
☎(3228)5554 FAX(3228)5673

次の①②とも、制度や対象条件などについて詳しくは、環境・緑化推進係へ問い合わせを。

①生け垣・植樹帯の設置

一定の条件を満たす生け垣・植樹帯を新たに設置する場合、費用の一部を助成する制度です。
助成限度額 設置延長1m当たり1万円(上限30万円)
☆各年度の予算の範囲内で支出し、予算額に達した時点で受け付けを終了

②樹木・樹林・生け垣の維持管理(保護指定制度)

一定の基準を満たす緑を保護指定し、維持管理費用の一部を助成する制度です。
助成額(年額) 樹木=1本当たり1万円、樹林=面積に応じて3万～8万円、生け垣=長さ1m当たり1,000円
☆保護指定相談・助成金申請は、環境・緑化推進係で随時受け付け。助成金交付は、保護指定の翌年度からです